

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日： 令和6年1月30日

要望団体名： 岩手県一関市藤沢町黄海地区住民自治協議会

要望項目	取組状況等	県政への反映区分※
一級河川黄海川水門設置並びに黄海川堤防嵩上げの早期実現について	<p>黄海地区の北上川堤防は、昭和63年度より事業着手し、平成19年度までに計画高水位の高さで一連区間が概成しておりますが、県管理区間である支川の黄海川堤防については、北上川堤防に比べて低く、洪水時には北上川本川からの背水の影響が懸念される状況です。</p> <p>県が実施する河川改修事業については、未改修区間のうち、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所や資産が集中している箇所を優先的に進めることとしています。</p> <p>黄海川では近年洪水による家屋浸水被害は発生しておらず、河川改修事業の早期導入は難しい状況ですが、治水機能を維持するために護岸の補修や堆積土砂の撤去、支障木の伐採を行うほか、洪水の危険を早い段階で察知できるよう、水位やカメラ映像などの河川情報の提供について引き続き実施していきます。</p> <p>また、国では、北上川合流点付近の樹木伐採を実施し、洪水時の北上川本川の水位低下を図るなど、引き続き、黄海川への背水の影響による氾濫リスクの軽減を図っていくと聞いています。</p>	C

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1)質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2)意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3)市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4)当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5)当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6)その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1)実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例) •制度・条例等の新設・改正等を要するもの •予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの •市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2)国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3)その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1)現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2)優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3)その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1)県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2)実現が極めて困難なもの</p> <p>(3)その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類